

第13回教育委員会会議

1 日時 令和2年10月13日 火曜日 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

山本	晋次	教育長
森末	尚孝	教育長職務代理者
平井	正朗	教育長職務代理者
巽	樹理	委員
大竹	伸一	委員
栗林	澄夫	委員
多田	勝哉	教育次長
塩屋	幸男	東住吉区担当教育次長
大継	章嘉	教育監
金谷	一郎	顧問
川阪	明	総務部長
川本	祥生	政策推進担当部長
藤巻	幸嗣	教務部長
忍	康彦	学校環境整備担当部長
三木	信夫	生涯学習部長
渡瀬	剛行	指導部長
松田	淳至	学校力支援担当部長
村川	智和	総務課長
本	教宏	教職員人事担当課長
松井	良浩	教職員サービス・監察担当課長
民部	博志	学事課長
武井	宏蔵	施設整備課長

三嶋	賢慶	保健体育担当課長
大多	一史	生涯学習担当課長
寺本	圭一	高等学校教育担当課長
樽本	康隆	教育活動支援担当課長
弘元	介	初等・中学校教育担当課長
富山	富士子	学力向上支援担当課長
安倍	紫	首席指導主事
松浦	令	教育政策課長
有上	裕美	教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員		

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第85号	大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案
議案第86号	大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第87号	市会提出予定案件（その28）（東中学校建設工事請負契約締結）
議案第88号	市会提出予定案件（その29）（三国中学校建設工事請負契約締結）
議題第89号	市会提出予定案件（その30）（西淡路小学校建設工事請負契約締結）
議案第90号	市会提出予定案件（その31）（阪南小学校建設工事請負契約締結）
議案第91号	第45回学校医等永年勤続者表彰について
議案第92号	第72回市立校園職員児童生徒表彰について
議案第93号	令和2年度教育功労者表彰について
議案第94号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第95号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第96号	職員の人事について

議案第97号	職員の人事について
議案第98号	職員の人事について
議案第99号	職員の人事について
報告第36号	大阪市職員基本条例の一部改正について
報告第37号	職員の人事について
報告第38号	校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について
協議題第27号	令和3年度大阪府新学力テストについて
協議題第28号	市会提出予定案件（その32）（クラフトパーク指定管理予定者の指定）

なお、議案第86号から第93号、報告第38号、協議題第28号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、また、議案第94号から第99号については会議規則第6条第1項第2号により、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

報告第36号「大阪市職員基本条例の一部改正について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は、次のとおりである。

令和2年9月市会において一部改正された大阪市職員基本条例のうち、懲戒処分に関する事項について、教育委員会事務局に関する事項を報告する。

1つ目は、国からモラルハラスメントを防止するための措置について、適切に対応することを要請されていることを受け、懲戒処分の対象となる非違行為の類型としてパワーハラスメントを定め、規定を整備するものである。具体的には、本条例別表第35項の次に第35項の2として、パワーハラスメントを行った場合は停職、減給、または戒告とすること。第35項の3として、パワーハラスメントを行ったことにより指導を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した場合は停職または減給とすること。さらに、第35項の4として、パワーハラスメントを行ったことにより相手に著しい不安を与え、それに起因する疾患に罹患させた場合には免職、停職、または減給とすることが追加されている。

2つ目は、平成29年7月に刑法改正により強姦罪が強制性交等罪に改められたため、別

表第62項中の表現についても強姦を強制性交等に改められたものである。

なお、第35項2から第35項4の規定については、本条例の一部改正が公布された令和2年9月30日の翌日である10月1日から施行され、同日以降に生じたパワーハラスメントに対して適用されることとされている。また、62項の修正については条例の一部改正が公布された令和2年9月30日から施行されている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第85号「大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年4月1日施行の大学等における修学の支援に関する法律に基づき、教育委員会が大阪市立デザイン教育研究所の入学予定者及び在校生に対する修学支援、入所料及び授業料の減免を行うにあたり、入所料等の分納に係る規定を定めるため、大阪市立学校デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案である。

大学等における修学の支援に関する法律については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために、必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としており、この具体的な支援内容については授業料等の減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充となっている。

この法律に基づき、授業料等の減免の範囲を改めるための大阪市立デザイン教育研究所条例の一部を改正する条例案については、本件審議に先立ち8月18日の第10回教育委員会会議で議決いただき、先日の市会で承認いただいた後に9月30日付で公布・施行したところである。

今回の規則改正については、その条例改正に引き続き、この授業料等の減免制度の創設に伴う法律の対象学校であるデザイン教育研究所に係る規定整備である。改定内容は、学資支給の予約採用候補者や継続願を提出した者など、学資支給を受けようとする者のうち、修学に係る経済的負担を軽減するために特に必要があると認められる者に対して分納させることができることとする。また、減免及び還付に係る規定は、大阪市立デザイン教育研

究所条例に規定したため、本規則からは削除する。本附則の施行については本日より施行したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 大学等における修学の支援に関する法律に基づいてということですね。ここの法律に基づきということですから、大学等というのは多分、各種学校は含まれると思います。その上で、この法律では地方公共団体が設置する学校について修学の支援をせよという規定になっているのですか。デザイン教育研究所は各種学校に当たるから、修学支援の義務が生じているということではないですか。

【渡瀬指導部長】 はい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第37号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

区役所の職員が兼務している総務部教育政策課担当係長の補充の人事である。区役所における人事異動に伴う兼務発令について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により本日ご報告するものである。大正区役所保健福祉課担当係長が兼務している総務部教育政策課担当係長の補充として、令和2年10月1日付で大正区役所勤務の澤光史を昇任の上、あてることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

協議題第27号「令和3年度大阪府新学力テストについて」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪府新学力テストについては、令和3年度より子どもたち一人ひとりが、これから社会を生き抜く力を着実に身につけることを目的に、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施するものである。実施日は全国学力・学習状況調査と同一日である令和3年5月27日となっている。対象学年は小学校第5学年及び第6学年である。調査内容は教科に関する調査として、第5学年は国語、算数、理科と教科横断的な問題、第6学年は全国学力・学習状況調査における国語、算数と大阪府の教科横断的な問題となっている。加えて、第5学年、6学年とも大阪府の質問紙調査、第6学年のみ全国学力・学習調査の質問紙調査も実施する。別紙1に大阪府教育委員会が作成した実施要領を添付している。

本市の小学校は、平成28年度より大阪市小学校学力経年調査を実施し、子どもたち一人ひとりの学習理解度及び学習状況等を経年的に把握、分析できるようにしている。大阪府の新学力テストは本市の経年調査と実施時期が異なり、1学期に実施されることから、2学期以降の各学校における学力向上の取組の充実につなげていけると考えている。

具体的には小学校5年生の1学期、大阪府新学力テストにおいて調査結果を活用し、子どもたち一人ひとりが自分の力を知り、課題改善の努力を行い、2学期の大阪市小学校学力経年調査でどれだけ自分が伸びたかを実感し、小学校6年生の学習につなげていく。そして、6年生の1学期の全国学力・学習状況調査、2学期の経年調査とさらなる自信につなげ、中学に進学していく。こういったスパイラルを起こすことで、一人ひとりの良さを伸ばす教育の原動力になると考えている。

以上のことから、本市の対応としては、本市においても表記テストに参加し、大阪府内における本市の学習状況を把握、分析することで、表記テストを学力向上の1つの機会と捉え、子どもたち一人ひとりの強みや弱みなどを分析し、さらなる学力向上につなげてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 2つ試験を実施するというのは児童の負担がとても大き過ぎるので、賛同しかねます。まず第一に、経年調査は本市で行っています。この流れをまず継続する必要があるのと、現小6はコロナ禍で学校現場ではカリキュラム、シラバスをこなすのが精いっぱいのはずです。その中でまた負担をかけることは児童にとっても教師にとってもどうなのだろうか、本当の力がつくのかという疑問が生まれます。府全体の流れの中で到達度を見たいという方向は分からないではないのですが、総合的に判断した場合、導入が適切かどうかということです。もし実施するにしても府のものは小学校5年生を対象にする、あるいは小学校6年生をどうしても入れるのであれば、教科横断的な問題のみ取り入れるなど、現場の状況も踏まえ、十分検討され、説明責任が果たせるようにすべきだと思います。

学習指導要領も改訂されました。コロナ禍での休校措置に伴う進度の遅れ、新指導要領における正解が一つとは限らない探究的で、教科横断的な対応など、これまでとは異なる状況を鑑みた上での取組にしないと現場を混乱させる可能性があります。慎重な対応を望みます。

【栗林委員】 私はちょっと教えていただきたいという観点から質問したいのですが、その前に1点、平井委員が今ご指摘になった点ですね。1日の間に非常にたくさんの試験を行われるという。これは子どもたちの能力を見るという観点から、それを将来に生かしていきたいということでされるということ自体は、私は反対する理由はないと思いますが、1日にあれもこれもというのはやっぱり負担が大きいのではないかなということ、ちょっと常識的に過剰負担じゃないかなと。日を変えて行うという工夫は要るのではないかなと感じます。

それからもう1つ、これも平井委員がおっしゃったことと関係していますけれど、基本的にちょっと政治的な課題のことまで申し上げていいのかどうか躊躇するところはあるんですが。11月1日に住民投票がありますけれども、恐らく大阪府の学力テストを新たに取り入れるということは、将来像を見越して大阪市の子どもたちも府全域の中で能力を見ていったほうがいいのではないかとこの配慮が恐らくあるのではないかと考えています。これまで培ってきた能力を正しく評価するということは非常に重要なことで、それを基にはするけれども、大阪府全体の中での子どもたちの能力を相対的に評価して、将来に生かしていきたいという趣旨は理解できるような気がするのですが。これはそうした観点でお考えになっているのかどうかということを、まず1つ教えていただきたい。

そういうふうに参加していくと、我々が一般的に聞いている話としては、大阪市の義務教育についてはこれまであったものを基本的には踏襲し、特別区がその責任を持ちますと。それから、中等教育においては大阪府が、例えば高等学校は今、大阪市のほうから移行しているのがそうした、採用も1つだと思いますけれども、府で大学も含めて責任を持って対応していきますとおっしゃっていると考えていますので、こうしたことが特別区で責任を持っているという義務教育とどう位置づけられるのか、関連するのか。この点についても教えていただけたら、判断の材料としてありがたいと思います。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 この新しいテストは府の教育庁が行いますが、府下の各市町村の協力の下に行うということになっていまして、それぞれの市町村がそれぞれ参加するかどうかというのを判断されるところでございます。大阪市、堺市の政令市についてもそれぞれで判断をした上で参加・協力していくということがまず前提でございます。今後、大都市の状況がどうなるか分からないですが、そういった新しい区ごとの判断にもなっていこうかとは考えております。

それから、委員の先生方から負担が過重ではないかというお話をいただいています。確

かに新しいテストが加わります。本市は小学校学力経年調査をさせていただいていますので、新しい調査がまたプラスされることで確かに負担が増えることは懸念されます。大阪府のほうもあまり負担が過重にならないようにということで、例えば国語と算数と理科は、テスト時間は20分と聞いております。1時間授業45分の中で、例えば国語と算数の2つをすると。次の時間に理科と質問紙調査をします。この教科横断的な問題というものは40分かけると聞いておりますので、そういったところで全体的な負担については大阪府のほうも少し配慮されていると聞いております。

【大竹委員】 これも質問ですけれども、大阪府が今回こういう学力テストを来年度にやるというその意味ですね。それと、そういう趣旨と本市がそれに参加する意義ということ。それともう1つは、この大阪府教育委員会で委員の方々がこの案件に対してどのような意見が出ているのか。我々も上位下達というわけではないけれど、本当にこういったものに参加する、しないということは決められていると言うものの、大阪府が一定その趣旨あるいは全体的なものを見るという話だとすると、市にとってどういうふうになるのかという意味で、ある意味では大阪府の教育委員会が決めるときに各市の意向を聞いて少しその場で議論しないと、何となく参加する、しないは自由だと言って、参加しなかったときに、大阪府の教育委員会が目的としたことが達成できるのかどうか。そういう意味では、そこら辺のものも聞いていただければありがたい。先生の負担、児童の負担というものが無いということであれば、ある程度は理解できるけれども、どういう議論がされたのかということをちょっと教えていただければありがたいと思います。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 大阪府の教育委員会会議での議論は我々のほうで詳細に把握はできておりませんが、やはりこれからの社会で生きていく子どもたちに身につけてほしい新しい学力を使って、子どもたち自身が自分で把握する、あるいは学校や市町村の教育委員会が把握して施策に生かしていくといったところで活用していくということが趣旨としてうたわれておりますので、そういったところで議論をされたのではないかと考えております。本市のように独自調査をしているところ、大阪府下はほかにも幾つかあるんですけれども、その辺りは各市の独自調査と、この新しい府の学力テストとの兼ね合いなども考えながら参加を決定されていくのかなと考えております。

【平井委員】 大阪市の場合、教育振興基本計画に基づいて教学展開しているわけですが、テストで大切なのは振り返りも含めて、いかに事後指導に活かすかではないでしょうか。テストの時間配分も気になります。20分で実際、何を測るのでしょうか。作問

の意図も明確にしておいたほうがよいと思います。実施する以上、教育効果につながることを常に念頭において検討していただきたく思います。

【渡瀬指導部長】 委員の皆様からご意見をいただきまして、コロナ禍の中での子どもの負担、また先生方の負担という点も踏まえて、参加の仕方、参加しないということも含めまして、また持ち帰りまして、議論を改めてもう一度させていただいて、検討させていただくという形にさせていただきます。

【平井委員】 小中については基本的に市が中心となって進めています。振興計画の下、区や各校がカリキュラム・マネジメントを実践しながら対応しているのですから、コロナ禍や指導要領の改訂等も踏まえて、実情に合わせた対応が不可欠ではないでしょうか。

【渡瀬指導部長】 今いただいたご意見も十分踏まえて、改めて検討させていただきたいと思います。

【大竹委員】 私もこういった大阪府下の中で、大阪市の児童・生徒の学力はどうあるかというのを見てみるということは、本当に市の教育委員会として大切だと思います。従って、私自身はこれそのものについて反対をするわけではないんですけれども、本当に今まで、これは平井委員が言ったように、教育振興基本計画の中でいろいろなチャレンジテストを含めてやっていて、それと今回のテストとどういうふうに結びつくのかなということとは、いま一度考えて見て、それでもやっぱり全体の中で大阪市の児童の学力を見ることが大切だと思うなら、それはそれなりの負担軽減のやり方も含めて考えていけばいいと思います。少しそこら辺がやっぱり皆さん曖昧に感じておられるので。何か一方的にこんなことをやるからどうですかと言われて、では参加しましょうというのでは、議論が薄いと感じますので、その辺の議論を深めていただければ、ありがたいと思います。

【渡瀬指導部長】 持ち帰りまして、改めて検討させていただきます。

【森末委員】 先ほどご質問がありましたけれども、大阪府教育委員会でこのテストを導入するに至った経緯というか、その辺もちょっとお調べいただいて、ご報告いただきたいと思います。

【巽委員】 重複する点があるかもしれませんが、事前の説明をいただいたときに、全国学テ、そして市の経年調査、それから新しくこれを導入検討であるすくすくテスト、正直すごくテスト漬けで多いなと、子どもたち、それから学校の負担が多いなということを第一声にお伝えさせていただいたかと思います。

私としましては、大阪市の経年調査は実際子どもが実施していて、すごく細かく分析し

て、家庭とか子ども、保護者のほうにも分析結果、フィードバックがきちつとなされていて、十分満足できるものであると思っております。こちらの3ページのところに今回のすくすくテストの趣旨・目的が書いてあると思うんですけども、この(1)の児童とか(2)の家庭、そして(3)の学校、これも含めてこの目的を見ますと、経年調査で全て網羅できているんじゃないかなと思いますので、府の統一テストで市だけちょっと実施しないということが許されるのかどうかは分かりませんが、実施することによって大きなメリットというか、私は経年調査で網羅できている分がかなり多いのではないかなと思いますので、皆さんと同じく、ちょっと検討していただきたいなと思います。

【山本教育長】 ありがとうございます。協議題でございますので、先生方の今のご意見をいただいて、府の教育庁とも情報の交換をさせていただいて、またこういった場面で、決めつけるといふより、もう一度ご議論いただいて、そして我々としての対応を定めてもらいたいと思います。そういう形で取扱いのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第86号「大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案は大阪市立高等学校学則の第9条第1項で定めている各校の収容定員の変更に伴い、改正するものである。改正の理由として、①大阪府内の公立中学校卒業生数の現状は昭和62年をピークに減少傾向にあり、令和3年は前年から約3,000人減少し、6万5,590人と推定されております。今後2年間は一旦増加に転じるものの、令和10年には6万2,940人まで減少することが予想されている。これに伴い、大阪府内の公立高等学校の志願者数も減少することから、府立高校、市立高校とも募集人員を削減する必要性が生じている。本市高等学校におきましては、とりわけ商業系及び工業系高等学校の志願者不足が近年続いている状況にあり、令和3年度選抜においては商業系3校、工業系4校の募集人員を減じることとしたところである。

まず、②商業系高等学校の収容定員についてであるが、大阪ビジネスフロンティア高等学校は平成24年度の開設時、同校の特色ある教育内容を踏まえ、想定した募集人員を上回る8学級320人とした。その後、府内全体の商業科の志願者状況等を勘案し、平成28年度選抜から募集人員を1学級40人減員したが、平成31年度令和2年度の選抜において、定員割れが生じている状況にある。また、鶴見商業高等学校、住吉商業高等学校については、それぞれ3年連続、4年連続して定員割れが生じており、特に令和2年度選抜においては両

校とも募集人員 6 学級240名に対し、志願者数が200名を超えず、6 学級編成ができない状況となっている。3 校については、今後、より効果的な教育活動の実践及び持続的な学校運営を行うため、2 ページ下の表のとおり、各校とも令和 3 年度選抜から募集人員を 1 学級40人減じることとし、それに伴う収容定員の変更を行うものである。

③の工業系高等学校の収容定員についてであるが、都島工業高等学校、泉尾工業高等学校、東淀工業高等学校、生野工業高等学校においては、これまで工業に関する基礎的、基本的な知識や技術を身につけた大阪の産業基盤を支える人材の育成を目標に教育活動を進め、その役割を果たしてきた。一方で、今後の産業社会ではチームで共同して課題解決できる能力を身につけた人材が求められており、そのような能力の育成には少人数のグループで取り組む P B L、課題解決型学習の手法が効果的であるとされている。

今般、本市工業系高等学校の今後の在り方についてご議論いただいた大阪市高等学校教育審議会においても、P B L の導入については肯定的なご意見を頂戴しており、本年 8 月に提出された同審議会第13次答申でもその旨が記されているところである。この 4 校に P B L を導入し、より一層きめ細かな指導を図るため、3 ページの表のとおり、令和 3 年度選抜から募集人員を 1 学級当たり 35 人とし、それに伴う収容定員の変更を行いたい。なお、生野工業高等学校については平成31年度に募集人員を変更していることから、学年進行に伴う収容定員の変更も併せて行うものである。

④の学年進行に伴う収容定員についてであるが、水都国際高等学校は平成31年度に募集人員を80人として開設し、令和 3 年度選抜についても引き続き募集人員は同数とするが、学年進行に伴う収容定員の変更を行う。南高等学校、西高等学校、扇町総合高等学校については、令和 2 年度に募集人員を変更したことに伴い、収容定員の変更を行った。令和 3 年度選抜についても引き続き募集人員は同数とするが、学年進行に伴う収容定員の変更を行う。施行期日は令和 3 年 4 月 1 日とする。

なお、令和 3 年度の募集人員については、大阪府教育庁が大阪市立を含む府内の公立高等学校全体の募集人員について、来る11月10日の大阪府教育委員会会議に上程し、可決後、公表する予定となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この案件はこれで私もいいと思うんですけども、ただ、工業高校の議論で P B L を導入するから 35 人というのは短絡すぎるのでは。P B L、別に少なけりゃ

少ないほうがよくて、30人でもいいじゃないかという議論になるから、何となくこう出てくると、やっぱりある程度の募集とか、応募人数が減っていることもありPBLも導入するというふうにかぶせない。PBLは35人編成がいいんだと言われちゃうと、そうじゃなかろうと、いろんな人の意見がある。背景として、やっぱり商業高校と同じようにあるから、もし文言が工夫できるのであれば、工夫していただいたほうがいいという感じはします。応募人数の減少とPBLを導入することによってというふうな書き出しのほうがすっと落ちるかなという感じはします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

議案第87号「市会提出予定案件（その28）」から議案第90号「市会提出予定案件（その31）」を一括して上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明概要は次のとおりである。

議案第87号から議案第90号まで、類似の内容であるため、一括して説明する。これらの案件はいずれも校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、全て予定価格が6億円を超えるため、今後、大阪市会でのご審議をお願いする必要があるものである。

議案第87号は中央区の東中学校で、生徒数の増加に対応するために校舎の増築を行い、普通教室などを確保するものである。工事概要にあるとおり、校舎1棟の建設などについて、名工建設株式会社と契約金額7億7,715万円で契約をしたいと考えている。次に、議案第88号は淀川区の三国中学校で、老朽化が進んでいる昭和40年代に建てられた校舎などを建て替えるものである。工事概要のとおり、6階建ての校舎1棟の建設などについて株式会社旭工建と契約金額17億4,570万円で契約したいと考えている。議案第89号は東淀川区の西淡路小学校であり、こちらも昭和30年代に建てられた校舎など、老朽化が進んでいる校舎及び給食室を建て替えるというものである。工事概要のとおり3階建ての校舎1棟の建設などについて、株式会社森長工務店と契約金額7億1,280万円で契約をしたいと考えている。議案第90号は阿倍野区の阪南小学校であるが、こちらは最初の案件と同じく児童数の増加に対応するため校舎を増築し、普通教室などを確保するというものである。工事概要のとおり、校舎1棟の建設などについて、野村建設工業株式会社と契約金額6億2,810万円で契約をしたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案についても原案どおり可決。

協議題第28「市会提出予定案件その32」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立クラフトパークについては、平成11年に平野区に設置された日本で唯一の総合工芸施設で、ガラス工芸、陶芸、その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的としている。当初は管理委託であったが、地方自治法の改正に伴い、平成18年度から指定管理者制度、また、平成22年度からは利用料金制度を導入した。その後は平成25年2月に策定された市民利用施設の見直し実施計画に基づき、開館時間の変更や料金体系の見直し等の経費節減策や収入増加策により収支均衡を図り、平成28年度からは管理代行料ゼロ円で指定管理を行い、その期間が令和2年度末で終了となる。そのため、令和3年度から令和7年度までの5年間の指定管理者を指定するものである。

次に、指定管理者の指定の流れであるが、指定管理予定者選定会議による審査結果を受け、教育委員会として指定管理予定者を決定の上、市会案件として提出し、市会の議決を経て教育委員会が指定管理者を指定することとなっている。本来、本日の教育委員会会議において、選定会議が選定した指定管理予定者をお諮りすべきところだが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出を受け、クラフトパークは4月9日から5月末まで臨時休館し、創作教室の第1期中止などの影響が生じたため、管理代行料ゼロ円での指定管理が可能か、推移を見極める必要があった。募集要項を決定する第1回の選定会議は、そのため当初予想よりも約3週間遅れた。その後の募集期間等の手続については、公平性や応募者確保のため短縮ができなかったことから、選定会議からの審議結果の報告が来週10月19日の第3回会議の後になることから、このたびは今後のスケジュールの報告と急施専決の実施についてご説明させていただく。

なお、クラフトパークでは徹底した感染拡大防止対策を実施しており、また、受講者には固定層が多いことから、7月からの創作教室の第2期の受講者は約9割程度回復しており、管理代行料ゼロ円での指定管理の実施は可能と判断している。

指定管理予定者名や採点結果等を空白にしました選定会議の審査結果報告書案であるが、まず、選定委員は学識経験者、公認会計士など4名の専門家に委嘱し、計3回の選定会議

を開催する予定である。選定会議の開催の経過は、7月9日の第1回選定会議では募集要項や選定方法等についての審議を行い、本日ちょうどこの時間、10月13日の第2回選定会議では選定基準に基づく申請書類の審査を行い、来週10月19日の第3回選定会議では申請団体に対するヒアリング及び採点に基づき、指定管理予定者を選定する予定である。

公募の経過であるが、募集要項の配布等を7月31日から9月30日までの期間行い、8月25日に現地説明会を開催し、9月24日から30日にかけて応募に係る申請書類の受付を行った。現地説明会には2団体の参加があり、最終的に申請があったのは連合体による1団体である。

指定管理者の指定は市会の議決を経る必要があることから、今後、11月開会予定の市会に追加案件として提出の上、議決を経てまいりたいと考えている。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休館等やむを得ない事由により募集要項の要件確定が遅れ、指定管理手続全体が約3週間後ろ倒しとなったり、本来は教育委員会会議において指定管理者の決定の決議を先にいただくところであるが、10月末には市会提出議案の総務局長決裁を完了する必要があることから、10月19日の選定会議終了後に審議結果の報告があれば、急施専決処分を行い、その結果を11月10日の教育委員会会議でご報告させていただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 会議のかけ方の問題として、これ、協議題でかけられて何を審議するんですか。知っというてほしいというなら、報告か何かで知らせてもらえればいい。それはコロナ禍で、例えばこういうヒアリングの項目をこんなのを入れるというなら、またそれはそれだけだ。これだけ見ると、要は専決をやるので知っておいてほしいと。案件として協議題とあるので、何を議論していただく趣旨でかけているのかなという、事務局の意図がよく分からないです。

【三木生涯学習部長】 急施専決処分を行いたいと考えておりますので、その事前のご報告といえますか。

【大竹委員】 だからそれだと協議題でも何でもないでしょう。急施専決に係るけれどもよろしくといって報告でもない。これで何か議論しろと言われても何の議論にもならない。団体が決まったら、その団体は大丈夫と、いろいろあると思うけれども、急施専決をするなら、それはしょうがないけれども、会議としての意図が分からない。

【三木生涯学習部長】 選定項目ですとか、この辺りにつきましては選定会議のほうで審議決定した上で、事業者からのヒアリング等を経て、選定会議のほうで評価、事業者決定をいたします。本来でしたら、それが今日にその結果が分かればよかったんですけども、コロナの関係で遅れましたので。いきなり終わった後でご報告するよりも、事前にこういうことでやむを得ない理由で急決断を行わせていただきたい、ということのご報告とそれについて、もしご意見ございましたら。

【栗林委員】 これはもともと趣旨としては行政改革の一環での視点があるんじゃないかと、私はそういうふうには受け止めています。もともと橋下徹氏が府知事、それから市長をされて、それで非常に大きな行政改革をされました。文楽劇場なんかがその対象になって、必ずしも賛成でない方も多かったと思いますし、私なんか文楽ファンの1人ですから、随分つらい思いをしたんですけども、それは問題提起としては非常に大きな都市改革という意味で、意味があったと思うんです。こういうクラフトパークというのもそうした対象機関の1つに本来なってくるのではないかと、私としては協議題をやって、今そういうふうには受け止めています。

【大竹委員】 指定管理者にするかどうかということを協議しろと言っているわけじゃなくて、指定管理者をするというのはもう決まっている話だから。

【栗林委員】 そういう管理者をどういう観点で指定したらいいのかということがもともとあって。

【大竹委員】 だけど今の言い方だと、どういった観点とか、今意見を言って変わるんですか。だから、協議題としてかけてくるなら、事務局は何でもかんでもかけてくるのではなくて、少し内容を見てもらいたい。こういうことがあるので、ちょっと時間の関係で遅れたのでしようがないから、これを知っといてねと言うなら、そういう扱いにしてほしいと思う。あまり免罪符的に、議題にかけたから良いというのはやめてもらいたいと思う。

【山本教育長】 指定管理という制度になっていることは事実ですけども、教育委員の先生方にお諮りするならば、この募集要項の配布の前に、こういった全体の流れがあって、過去の例を見ると、こういった形での取扱いになっていて、ある意味専門的な要素があるので、選定会議のほうでそうした細かな観点というものを詰めさせてやっていただきます、ということについての大綱的な了承をまず得ておくと。後はこの流れに沿うんですけども、その中でコロナのことで何かあった場合に、これは本来、手続上であれば7月前にご説明したものと違うけれども、もうそれは教育長の専決で行いますということの簡

単な報告という形になっていくのだと思う。だから、特別な施設でもないから、選定の観点を全部入れ替えるとか、そんな議論をする必要もないと思います。

【大竹委員】 もし必要なら、どういう観点で見たら良いんですかということなら、それはそれなりの言い方はあるだろうと思う。今の規定、ここでかけられて通してと言われてというだけで、この内容が悪いと言っているわけじゃないです。それはそれでいいんだけど、何か免罪符的に今回教育委員会にぱっと出されて、次の急施専決のとき、前回も説明して会議にかけたから了解ですね、と言われても困る。別に報告でこうなっていますというのは、それはそれで了承だけれども、協議題という扱いが気になると言っているだけです。

【山本教育長】 そこは今後気をつけて。

【三木生涯学習部長】 失礼いたしました。今後気をつけます。

本件は行政改革の観点から、指定管理代行料ゼロ円で、収支均衡でやらないと施設は廃止するという非常に厳しい方針が行政改革の中で出まして、それに基づいて収支均衡を図りながら、代行料をゼロしてこの5年間やってきました。さらにそれを継続するということで、基本的にはそういう基準等は書いていないんですけれども、ただ、コロナの関係で収支悪化が見込まれる中でその要件を維持すべきかどうかというところで、最終的にはほぼその見通しが立ったということでございます。

【森末委員】 ちょっと質問です。これ3回会議をやられる予定ですね。たくさん候補者が来ていたらということを思っていました。でも、1者みたいな感じですね。3回されているのは基準を作ったり、そういうことで1回目とかされているんですね。

【三木生涯学習部長】 そうです。1回目は基準で、どういう基準で募集をかけるかということで、その基準を定めて、その後2か月の募集期間、これは短縮できません。最終、応募者があったところについて、今度は書類審査が要ります。いろいろ要件が決まっておりますので、その要件を満たしているかどうか、それを本日の第2回の会議でやっています。第3回の会議は事業者を呼んでヒアリングをしまして、今回の提案内容について、それが生涯学習施設という観点から妥当かどうかということで、5ページにあります審査基準の配点表に基づいて、最低60点以上取っていただかないと合格にならないということで、1者であっても直ちにその1者が合格ということにはなりませんので、そういうことでございます。

【森末委員】 分かりました。もう1点、これ、19日に決定する予定ですよ。20日に

なったらすぐに次の教育委員会会議を開くということはやっぱり手続ができなかったのかな。それはもう事務的な話なんですけれども。ちょっと最近、議案が多くて、これらを1回でやるのは本当にどうかなという感じもします。それならそれで、19日の後に入れるべきだったんじゃないかなと。やっぱり指定管理団体を決めるというのはすごい大事なことで、形式的にはやはり教育委員会で議決すべきもので、それがどうしようもなかったら、急施専決ということもありますけれども。そういうことをちょっと考えていただきたいなと思っています。何か最近とにかく教育委員会会議は月1回でやりますみたいな形で詰め込んでこられて、正直見るのが大変だし、逆に言ったら、議論せずどんどん進めていかないと時間が終わらないから、あんまり言いたいことも言わないでおこうという、正直こんなことになるので、それは事務局としても考えていただきたいなと思っています。

【平井委員】 同感です。議論がしにくいのはいかがなものでしょうか。元々、月2回行っていたものを1回でまとめることには無理があります。事前説明はありがたいのですが、話し合う場があってしかるべくだと思います。

【森末委員】 そうしないからこそ急施専決になったわけで。

【平井委員】 そうですね。

【大竹委員】 僕がちょっと言った都合上だけど、指定管理者制度について代行委託料ゼロというのは、本来は例えばそこで少しでも利益を出して市に還元してもらおうと。それが例えば建物の補修費だったり、そういったものは市のほうは出しているけれども。だから、収支、そういう代行制度として見ると、どういう経緯になってくるか分かんないけれども、どういうことを言って、それで市にどれだけ貢献できるんですかと、そういうところはやっぱり指定管理者制度ができたときの議論として我々としては知りたいと思う。ゼロは非常に厳しいというのはあるけれども、ほかの大阪城の管理の指定管理にしても利益を出して少しでも還元するというのがあって、最低でもゼロというのは、持ち出しがないようにというのは、それはそのとおりなので。今、コロナ禍だから厳しいということはあるけれども、そういう面とこの指定管理者制度の決められた指定管理者がいいかどうか。本当はそういう議論をしていかないといけないので、急施専決でしようがないな、とは思うところあるけれども、やっぱりどういう判定をこの選定委員の方々は見てやられているかということは議論しておいたほうがいいという感じはします。

【三木生涯学習部長】 それに関しましては要項の中で、粗利益、利益が出ましたら、その2分の1を市のほうに基本的に入れてもらうということの要項も年度協定で入れるこ

とになっておりまして、実際そこまでは至っていないときが多いんですけれども、施設によっては入れている施設等もございます。

【大竹委員】 だから、そういう議論というのはもっとすべきで、もしこのままずっといっちゃうと、急決でいって何もなくて、になっちゃうから案件によっては少し議論ができる時間があったほうがいいんじゃないのかなと思います。

【山本教育長】 分かりました。ちょっと議事運営・質問について、もう少し本格的な議論ができるような配慮を考えさせていただきます。

議案第91号「第45回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校医等永年勤続者表彰は、「学校医等永年勤続者表彰実施要項」に基づき、本市校園の学校医・学校歯科医・学校薬剤師として20年以上、校園における保健管理に関する専門的事項に関してご尽力いただいた方々に対してその功績を讃えるために表彰を行い、表彰状及び記念章を授与するものである。今年度の被表彰者は名簿に記している方々である。学校医は本出肇先生をはじめ25名、学校歯科医は河野好昭先生をはじめ11名、学校薬剤師は井上紀子先生をはじめ11名、以上47名の先生方である。表彰期日は11月3日の文化の日で、表彰状等は校園長より受賞者へ渡すこととしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第92号「第72回市立校園職員児童生徒表彰について」、及び議案第93号「令和2年度教育功労者表彰について」を一括して上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第92号「市立校園職員児童生徒表彰」については、大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育委員会の連名で昭和24年から毎年11月3日の文化の日に行っており、今回で72回目となる。各校園長から推薦された者のうちから項目ごとに基準に照らし、審査した結果、被表彰者数は、職員の部では職務精励が36名、教育実践功績が2名、調査研究等は本年度については報告がなかった。また満25年勤続表彰の者が263名、満35年勤続表彰の者が219名である。

次に、児童生徒の部では他に賞賛され、または他の模範とするに足る行為があった者が

4名と1グループである。なお、例年11月3日に大阪市中心公会堂で開催している表彰式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、表彰状及び記念品の贈呈を各学校園で実施したいと考えている。

続いて議案第93号「令和2年度教育功労者表彰」についてであるが、この表彰は教育長名で行っているものである。校園長については、先の議案における職務精励の受賞者は校園長の職を5年以上務めたのち、今年度退職する者を対象としているが、こちらは原則3年までの者を対象としており、今回は34名を表彰したいと考えている。ちなみに、4年の者については、5月に行われた大阪府の憲法記念日知事表彰で既に表彰済みである。また、副校長、指導主事及び教頭で年度末退職する者も対象としており、今回は副校長1名、指導主事1名、教頭9名を表彰する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案についても原案どおり可決。

報告第38号「校長公募に係る第2次選考の合格者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第1次選考合格者数について、小・中学校共通では内部・外部合わせて121名、同じく高等学校では9名、幼稚園では5名、合計135名の合格となっている。

第2次選考の合格者数について、小・中学校共通については、内部及び外部を合わせ49名、高等学校については1名、幼稚園については2名の合格とする。

選考方法についてであるが、1グループ受験者3名を基本として集団面接を実施し、可否の通知は既に9月30日に受験者へ発送している。

今後のスケジュールは、第3次選考の個人面接は昨日12日より行っており、20日まで実施予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第94号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合に部活動顧問から外すこと

とした教職員について、部活動顧問への復帰をお諮りするものである。当該教職員は前任校において、女子バレーボール部の活動中に関係生徒の顔面にボールを投げ当てたほか、同部員に常習的に暴言を発していたことから、平成30年11月14日付で懲戒処分となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第95号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

部活動顧問から外すこととした教職員の復帰をお諮りするものである。当該教職員は男子バレーボール部の活動中に関係生徒を投げ飛ばした後、胸部を打ち転倒させたほか、別の生徒にも胸部を打つなどして転倒させ、倒れている生徒の胸ぐらをつかみ、身体を揺さぶるなどを行ったことから、平成31年2月3日付で懲戒処分となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第96号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第97号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は教頭で、処分内容は地方公務員法第29条による懲戒処分として停職15日としたい。令和2年6月17日に管理作業員が校内を巡回している際、屋上に上がる扉の状態がいつもと違うため中に入ったところ、たばこの臭いがしたことから、自らの携帯電話を録画状態にして設置し、同校夕方に動画を確認したところ、当該教頭が屋上に上がる階段の踊り場で勤務時間中に喫煙している姿が録画されていた。6月29日に同校校長が当該教頭に動画を見せて確認したところ、当該教頭は勤務時間中の喫煙行為を認めたものである。

その確認により、令和元年秋頃から令和2年6月までの間、当学校施設内において18回、テレワーク中に自宅において42回、合計60回程度、勤務中に喫煙をしたことを認めている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第98号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

暴言等複数の規則違反による懲戒処分である。被処分者は小学校教諭で、処分内容については、地方公務員法第29条の懲戒処分として減給2月とする。当該教諭は令和元年夏頃、6年の女子児童に対し数回、身体的特徴を揶揄する不適切な発言を行っていた。また、令和2年1月28日には6年の児童2人がトイレ前で脱いだ上履きを取り上げられたため、関係児童らは靴を履かず、靴下のままトイレから教室まで帰ることとなり、その後、6年の教室にいた学級担任に対し、取り上げた児童らの上靴を投げつけ、関係児童らを指導するよう叱責した。さらに、同日の昼休みには、校庭で遊ばず教室で遊ぶよう指導したにもかかわらず、廊下に出ているこの2組の児童がいたため、学級担任に対し罵声を浴びせ、回りの教室にいた学年主任にも罵声を浴びせた。なお、当該教諭は児童に対する不適切な発言等について、速やかに管理職に報告すべきところを認めていた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第99号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

校務外での暴力行為による懲戒処分に関する内容である。被処分者は小学校講師で、処分内容は地方公務員法第29条の懲戒処分として減給1月とする。当該講師は令和2年4月3日の業務終了後、兵庫県宝塚市のフットサル場において、面識のないメンバーとともにフットサルを行っていた際、相手チーム男子高校生によるラフプレーを注意するため、試合の休憩中、駐車場に向かう男子高校生を追いかけ、胸ぐらをつかみ、また、その様子を見て当該講師に声をかけてきた男子高校生の知人である男子大学生の首根っこをつかみ、地面に押し倒した。このため、男子大学生らは警察に通報し、当該講師は駆けつけた警察官に現行犯逮捕された。その後、暴行の罪で起訴され、罰金15万円に処する略式命令が出された。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
